

平成19年度 バリアフリー新法（建築物）の支援制度一覧

税制上の特例措置

認定を受けた特別特定建築物（2,000㎡以上の昇降機を設けたものに限る。）の新築、増築、改築について、所得税、法人税の割増償却（10%、5年間）【租税特別措置法第14条の2、第47条の2】

低利融資制度

① 日本政策投資銀行による低利融資

- ・ 融資対象：(1) 2,000㎡以上の認定特定建築物
(2) 2,000㎡以上の建築物移動等円滑化基準（主要な経路における建築物特定施設は建築物移動等円滑化誘導基準）を満たす特定建築物
- ・ 融資比率：(1) 40%
(2) 30%
 - ・ 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（優良法）の認定事業地域内で整備される、公共性が高くかつ宅地開発業者等が自ら整備する施設：40%
 - ・ 新築以外のもの（基本構想に位置付けられた建築物に限る（但し、建築物特定施設について建築物移動等円滑化誘導基準に適合させることを求めない））：40%
- ・ 貸出金利：政策金利 I

② 中小企業金融公庫、国民生活金融公庫による低利融資

- ・ 貸付対象：認定特定建築物
- ・ 貸付限度：直接貸付 中小企業金融公庫 7億2千万円、国民生活金融公庫 7千2百万円
- ・ 貸付利率：特別利率②
(但し、中小企業金融公庫は2億7千万円を限度とし超える分は基準利率)
- ・ 貸付期間：15年以内 据置期間：2年以内

補助制度〔バリアフリー環境整備促進事業〕

① 市街地における道路空間等と一体となった移動ネットワーク形成

- ・ 基本構想等の作成
- ・ 基本構想等に基づく以下の移動システム*1等の整備
 - (1) 屋外の移動システムの整備
 - (2) 屋内の移動システム（市街地空間における移動ネットワークを形成するものに限る。）の整備
 - (3) 移動システムと一体的に整備される公衆のために公開された空間（広場、空地等）の整備
 - (4) 移動案内装置の設置

② 認定特定建築物（病院、劇場、図書館等不特定多数の利用する建築物又は社会福祉施設等の建築物で特定行政庁の認定を受けたもの）の整備

- ・ 屋外の移動システムの整備（建築物敷地内の平面通路に限る。）
- ・ 屋内の移動システムの整備（特別特定建築物の用途（専ら商業用に供するものを除く。）に至る経路に係るものに限る。）
- ・ 移動システムと一体的に整備される公衆のために公開された空間（広場、空地等）の整備
- ・ 移動案内装置の設置

【補助率】

地方公共団体、協議会、都市再生機構：1／3以内

民間事業者：2／3以内（国1／3以内、地方公共団体1／3以内）

*1 移動システム：動く通路、スロープ、エレベーターその他の高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設（当該施設に付随する高齢者等の移動のための案内装置を含む）